

指摘事項と対応事項

開催日	会議及び説明会の名称	指摘項目数
1月21日(木)	1. 第5回三郷市景観協議会	5
3月25日(金) ～ 4月26日(金)	2. 第3回三郷市都市計画審議会	1
3月26日(金) ～ 4月26日(金)	3. パブリック・コメント手続	0
	4. 関連各課	6

平成22年6月

1. 第5回三郷市景観協議会の指摘事項と対応事項

(パブリック・コメント手続時において修正済み)

整理番号	指摘事項〔景観条例〕	対応事項
1	<p>『市民・事業者・市の順番について』</p> <p>●条例〈前文〉で「市・事業者及び市民がそれぞれの役割を認識し」と〈目的〉の第1条では「市民・事業者及び市」となっているので並び順を統一した方が良いのではないか。</p>	<p>【説明資料2〔景観計画〕P-4】 【説明資料3〔景観条例〕P-1】</p> <p>○景観計画及び景観条例の中にある並び順を「市民・事業者・市」の順序で統一しました。</p>
2	<p>『条例前文の修正について』</p> <p>●条例〈前文〉で「三郷市は“高度成長期に代表された近代的な思想による整備概念”を見直し」とあり、この書き方に多少違和感を持ちましたがどうでしょうか。</p> <p>「三郷市は高度成長期」、その下の行にも「市の景観特性」と少しくどいように感じるので、その記述を削除した方が分かり易くなると思いますがどうでしょうか。</p>	<p>【説明資料3〔景観条例〕P-1】</p> <p>○「高度成長期…を見直し、」を削除し、文言を再検討致しました。</p> <div data-bbox="560 875 1417 1032" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>今後の景観づくりにおいて、三郷市は、高度成長期に代表された近代的な思想による整備概念を見直し、市の景観特性である水・緑と街が調和した「景観連鎖」を生み出すことにより、良好な景観を保全し創出するとともに、自然の物質循環を損なわないよう環境の保全に配慮することが必要である。</p> </div> <div data-bbox="917 1041 1013 1108" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="560 1108 1417 1265" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>今後の景観づくりにおいて、先人から受け継がれてきた、市の景観特性である水・緑と街が調和した「景観連鎖」を生み出すことにより、良好な景観を保全し創出するとともに、自然の物質循環を損なわないよう環境の保全に配慮することが必要である。</p> </div>
3	<p>『景観連鎖の定義付けについて』</p> <p>●景観連鎖という言葉 を定義しなければ、何を表しているのかよく分からないので、定義付けをお願いします。</p>	<p>【説明資料2〔景観計画〕P-4 3】</p> <p>○景観計画巻末の資料「■三郷市景観計画の用語説明」に景観連鎖の定義を追記致しました。</p> <div data-bbox="560 1682 1417 1892" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>■三郷市景観計画の用語説明</p> <p>※1【景観連鎖】</p> <p>●景観連鎖とは、三郷市が良好な景観形成の展開方法を示す用語として定めるもので、三郷市が目標とする「水・緑と街の調和」を景観形成の基本構成とし、その構成単位（構）を鎖の鎖のように連結させ、市全域に展開させていく方法をいいます。</p> </div>

整理番号	指摘事項〔景観条例〕	対応事項
4	<p>『勧告及び命令における公表内容の明記について』</p> <p>●条例〈勧告及び命令〉第18条第2項では、抑止効果を狙った方が良いと思うので、公表する中身についても明確にしておいた方が、効果が出るのではないかと。</p>	<p>【説明資料3〔景観条例〕P-4】</p> <p>○以下、囲い込みの公表事項(1)～(3)を追記致しました。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(勧告及び命令)</p> <p>第18条 市長は、法定届出に対する法第16条第3項の規定による勧告若しくは法第17条第1項又は第5項の規定による命令を行うときは、景観審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>2 市長は、当該勧告又は命令を受けた者が、正当な理由なく当該勧告又は命令に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。</p> <p>3 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、景観審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>4 市長は、前々項の規定により公表しようとするときは、当該勧告又は命令を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。</p> </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(勧告及び命令)</p> <p>第18条 市長は、法定届出に対する法第16条第3項の規定による勧告若しくは法第17条第1項又は第5項の規定による命令を行うときは、景観審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>2 市長は、当該勧告又は命令を受けた者が、正当な理由なく当該勧告又は命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> <p>(1) 当該勧告又は命令を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 当該勧告又は命令の対象となった行為及び位置</p> <p>(3) 当該勧告又は命令に従わなかった事実</p> </div> <p>3 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、景観審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>4 市長は、第2項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該勧告又は命令を受けた者に、景観審議会で意見を述べる機会を与えなければならない。</p> </div>
5	<p>『景観協議会会長と重点地区景観協議会会長の混同しない記載について』</p> <p>●条例の中で示している協議会会長とは、どのような意味合いのものかと理解すればよろしいのでしょうか。</p>	<p>【説明資料3〔景観条例〕P-3】</p> <p>○景観条例の中で示している“協議会会長”とは、以下の第9条6項に示している重点地区景観協議会を代表する協議会会長の事を指します。</p> <p>景観協議会会長と重点地区景観協議会会長を混同しないよう、以下の囲い込みの文言を追記致しました。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(重点地区景観協議会)</p> <p>第9条 重点地区の地区内において、法第15条に基づく景観協議会（以下「重点地区景観協議会」という。）を組織することができる。</p> <p>2 重点地区景観協議会は、1重点地区につき1組織以内とする。</p> <p>3 市長は、重点地区景観協議会に係る活動を全面的に支援しなければならない。</p> <p>4 法第11条第2項の条例で定める団体は、重点地区景観協議会とする。</p> <p>5 重点地区に係わる市、事業者及び市民は、重点地区景観協議会の協議結果を尊重しなければならない。</p> <p>6 重点地区景観協議会は、会を代表する者として、協議会会長を置く。</p> <p>7 重点地区景観協議会の名称、構成員及び運営に係る必要事項は、規則で定めるものとする。</p> </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(重点地区景観協議会)</p> <p>第9条 重点地区の住民等は、当該地区内において法第15条に基づく景観協議会（以下「重点地区景観協議会」という。）を組織することができる。</p> <p>2 重点地区景観協議会は、1重点地区につき1組織以内とする。</p> <p>3 市長は、重点地区景観協議会に係る活動を全面的に支援しなければならない。</p> <p>4 法第11条第2項の条例で定める団体は、重点地区景観協議会とする。</p> <p>5 重点地区の市民及び事業者並びに市は、重点地区景観協議会の協議結果を尊重しなければならない。</p> <p>6 重点地区景観協議会は、会を代表する者として、協議会会長（以下「協議会会長」という。）を置く。</p> <p>7 重点地区景観協議会の名称、構成員及び運営に係る事項は、規則で定めるものとする。</p> </div>

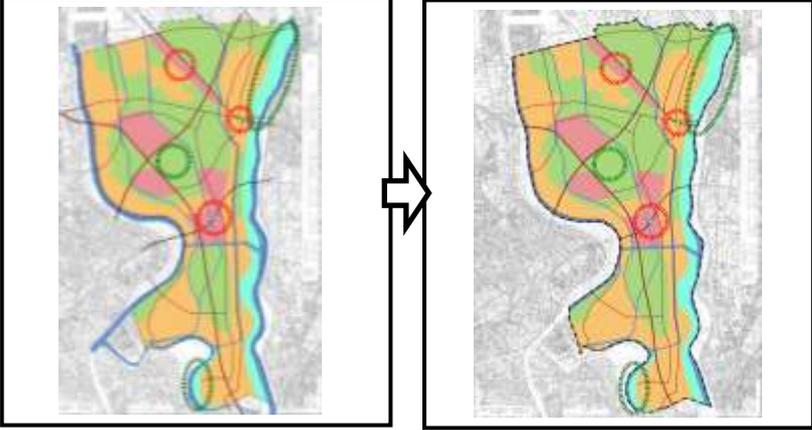
2. 第3回都市計画審議会の指摘事項と対応事項

整理番号	指摘事項	対応事項
1	<p>『重点地区景観協議会について』</p> <p>●条例〈景観審議会〉第26条第2項で協議会会長は三郷市景観審議会の委員を兼務するとなっておりますが、なぜ重点地区だけ特別な協議会を設けなければならないのですか？</p> <p>すでに別の組織があったとしても、三郷市景観審議会の一部会として、全体的な協議や審議会で一本化するべきではないでしょうか？個別の事例ごとにそれぞれ別の協議会を作っているのは、審議会の意味も信用もなくなるのではないのでしょうか？</p>	<p>【説明資料3〔景観条例〕P-3】</p> <p>○景観審議会と重点地区景観協議会は、それぞれの目的が違います。</p> <p>「景観審議会」は、市における良好な景観形成の推進に関し必要な事項を調査審議する機関となります。</p> <p>「重点地区景観協議会」は、そこに住む地域住民や事業者等により、より良い景観形成を創出するための手法等を検討立案する機関となります。</p> <p>地域の意見を吸い上げる組織として「重点地区景観協議会」を設置し、地域から良好な景観形成を発信できるようにしたいと考えております。</p>

3. パブリック・コメント手続の指摘事項と対応事項

※パブリック・コメント手続においてご意見・ご質問等はございませんでした。

4. 関連各課からの指摘事項と対応事項

整理番号	指摘事項	対応事項
1	<p>『景観形成方針図について』</p> <ul style="list-style-type: none"> ●水辺景観軸を塗っている箇所、市外は塗らなくてよいのでは？（道路も同じ） 	<p>【説明資料2〔景観計画〕P-5, 6, 10】</p> <p>○河川等の連続性から一部市外についても色塗りをしている部分がありますが、誤解を招く恐れがあることから、市外の色塗りを削除する修正をいたします。</p> 
2	<ul style="list-style-type: none"> ●スカイパークも「みず・みどり景観ゾーン」として拠点の位置付けがよいのでは？ 	<p>○本ゾーンは、周辺環境の関係から位置付けを行う事が重要と考え、「ゆとり景観ゾーン」周辺と連続した位置付けにしております。</p>
3	<p>『物件の堆積等景観形成のモデル基準図について』</p> <ul style="list-style-type: none"> ●表題について表現が分かりづらいので検討してもらいたい 	<p>【説明資料2〔景観計画〕P-23, 24】</p> <p>○「物件の堆積等景観形成～」を「屋外における物件の堆積等景観形成～」に修正いたします。</p>
4	<ul style="list-style-type: none"> ●開発行為は建築を目的とするので、すく建築物があったほうがわかりやすいのではないのでは？ 	<p>○当該図は市街化調整区域をイメージとしているため、建築物があると誤解を招く恐れがあることから、修正はいたしません。</p>
5	<p>『事前協議について』</p> <ul style="list-style-type: none"> ●開発の条例により、開発行為には事前協議、建築物では小規模確認が義務付けられる。事業者はそれぞれ関連した事前協議が発生するので、スムーズな届出ができるよう連携するための協議をお願いしたい。 	<p>【説明資料2〔景観計画〕P-32～34】</p> <p>○ご指摘の協議について、今年度策定する「景観計画運用指針」の策定に併せて検討を致します。</p>
6	<p>『条例前文の修正について』</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「誰もがほっとする景観づくり」とあるが、景観形成基本計画や景観計画にその文言は見当たらない。重要な文言であるので基本計画等で使用される文言にしたらどうか？ 	<p>【説明資料3〔景観条例〕P-1】</p> <p>○「誰もが…」を見直し、文言を再検討致しました。</p> <div data-bbox="647 1767 1455 1895" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>ここに、市民、事業者及び市がそれぞれの役割を認識し、参加と協働によるまちづくりを進め、「誰もがほっとする景観づくり」を推進していくことを決意し、この条例を制定する。</p> </div>  <div data-bbox="647 1966 1455 2085" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ここに、市民、事業者及び市がそれぞれの役割を認識し、参加と協働によるまちづくりを進め、「自然と街が調和し、ほっとする景観づくり」を推進していくことを決意し、この条例を制定する。</p> </div>